

副 本

平成27年(ワ)第180号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 高田一男 外150名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

被告準備書面(20)
(弁済の抗弁について)

令和2年5月29日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士

棚 村 友 博



被告訴訟復代理人弁護士

貞 弘 賢 太 郎



被告訴訟代理人弁護士

田 中 秀 幸



同

青 木 翔 太 郎



同

復代理人弁護士

石 神 僕 平



目次

第1 はじめに	4
第2 弁済の抗弁に関する基本的考え方	4
1 総論	4
2 慶謝料を2つに区別して弁済を特定の慶謝料項目にのみ充当することは許さ れないこと	7
3 原告らの指定した請求対象期間外における慶謝料の既払分も弁済の抗弁を構 成すること	9
4 財産的損害の賠償は、本来的にはその全額が弁済の抗弁を構成するものであり、 精神的損害の額の認定に当たり十分に考慮されなければならないこと	10
第3 被告が弁済の抗弁として主張する支払項目等について	12
1 総論	12
2 ①旧緊急時避難準備区域の全住民に対する「通院交通費等の生活費の増加分」 名目での賠償について	13
3 ②旧避難指示解除準備区域内の居住者に対する「住居確保損害」名目での賠償 について	14
4 ③実損害を超えて支払われている過払金について	16
5 ④避難生活により生じた傷病についての入通院慰謝料の賠償について	17
6 ⑤旧緊急時避難準備区域内の中学生以下の子供に対する精神的損害及び生活 費増加分の賠償（学童賠償）について	19
7 ⑥18歳以下の子供や妊婦の避難先に自主的避難等対象区域内が含まれる場 合及び避難指示区域内に滞在を続けた場合の精神的損害及び生活費増加分の賠 償について	19
第4 世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべき であること	20
1 はじめに	20

2	受領権限のある世帯の代表者が世帯分を一括して受領していること	23
3	世帯で共通する部分がある損害として認めるべきこと	23
4	世帯内融通の方法	25
5	小括	25
	第5 結語	26

第1 はじめに

本書面は、本訴訟において、被告が弁済の抗弁として主張する範囲とその根拠を明らかにするものである。

また、被告は、本書面で明らかにする弁済の抗弁の主張を前提として、本事件の口頭弁論終結時点における被告の原告らに対する全ての賠償実績表（本件事故当時に原告らと同居していた訴外の世帯構成員に対する支払いを含む。）を証拠として提出し、各原告に対して主張する具体的な弁済の抗弁の金額を明らかにすることを予定している。

第2 弁済の抗弁に関する基本的考え方

1 総論

本訴訟において、原告らは本件事故によって被った精神的損害の賠償を求めているが、そもそも、本件事故による原子力損害については、その損害の内容が精神的損害及び財産的損害であるかの別を問わず、実体法上の請求権としては、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償請求権1個であり、両損害の賠償を訴訟上併せて請求する場合には訴訟物の個数としても1個である（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁¹。かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。）。

したがって、原告らが精神的損害に係る損害賠償請求をしている本訴訟においては、原告らは本件事故による上記1個の損害賠償請求権のうち、任意の範囲で

¹ 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するから、それぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上の損害とを相互に融通して認容することができるとした。

ある精神的損害についての明示的な一部請求を行っているものと理解される。

そして、かかる一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合、通常であれば、まずは各原告が被った財産的損害・精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するというのが判例通説である（いわゆる「外側説」。前掲最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁）。

したがって、かかる判例通説に照らせば、本訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で（この点についての主張立証責任は原告らの側にある。），そこから全既払金を弁済の抗弁として控除し、その残額の有無や範囲を前提に請求の当否を判断するというのが本来るべき取り扱いである²。

なお、交通事故における入通院慰謝料や後遺障害慰謝料、休業損害、逸失利益等の各損害項目のように、単一の訴訟物の中に性質を異にする損害項目が複数含まれている場合においても、自賠責保険金のように法令で充当先が人身傷害に限定されているような場合を除き、任意の弁済金について損害項目ごとに充当関係が判断されるという取扱いが当然に採用されている事実はない。また、労災保険給付金のように直接の賠償義務者ではない者が支払った金員をどの損害項目と損益相殺するべきであるかとの議論は、直接の賠償義務者である被告が支払った賠償金について当てはまらないことはいうまでもない。任意の弁済金については、あくまで前掲最判昭和48年判決が示した訴訟物1個説及び外側説に従い、その

² 本件と同種の集団訴訟である京都地判平成30年3月15日（乙A234）や札幌地判令和2年3月10日（乙A235）などでは、原告らの被った財産的損害・精神的損害の合計額から、既払金全額を控除した残額が原告の一部請求額を上回っているか否かによって請求の当否を判断している。

費目を問わず全損害額に充当するというのが実務上の運用であり、費目間の弁済の融通を認めない判決は最高裁の判例違反となる。

ところで、本訴訟においては、こうした訴訟物1個説及び外側説に基づく本来的な取扱いとは異なり、精神的損害という請求項目に名目上対応する既払金のみを弁済の抗弁として主張していたという審理経過に照らし、また結審を目前に控えた現状にも鑑み、被告としても上述した本来的な取扱いの貫徹、すなわち、まずは財産的損害・精神的損害を含む各原告の被った全損害を認定し、それに被告が追って明らかにする賠償実績表にある全ての既払金を弁済充当すべきとの主張を今から無条件にすることまではしない。その意味で、上記賠償実績表で明らかにする既払金の多くは、基本的には（後記第3で述べるものを見除く）弁済の抗弁としての位置付けではなく、慰謝料額を客観的かつ適正に評価するに当たり斟酌すべき「事情」として整理することになる（ただし、当該既払金は原告らの財産的損害を簡易かつ迅速に補填し、平穏な生活を回復する一助になったという点で、精神的苦痛の慰謝にも寄与するものであり、極めて重要な事情であることを強調しておく。）。

しかしながら、かかる整理を前提とする場合であっても、本訴訟において1個の実体法上の請求権についての一部請求がなされており、これに対する弁済の抗弁が問題になっているという基本的な構図には何ら変わりがないし、総賠償額で見れば被告が既に十分な賠償を行っているにもかかわらず原告らが自身に都合よく損害項目を分断して請求することにより原告らが本来填補されるべき損害を超えて利益を得、被告が一方的に不利益を被ることは妥当でない。また、そうした弁済充当は、各原告がそれぞれ受領した賠償金の名目上の請求項目次第で弁済充当の有無が左右されるという結果を招来し、不合理であることから、少なくとも以下に述べる限度では、あくまで上述した訴訟物1個説及び外側説に基づく本来的な取扱いに即して適正な弁済充当が認められるべきである。

2 慰謝料を2つに区別して弁済を特定の慰謝料項目にのみ充当することは許されないこと

原告らは、本件事故により被った精神的損害を「避難生活に伴う慰謝料」と「ふるさと喪失慰謝料」とに分け、両者は別個のものであって避難慰謝料の支払いをもってふるさと喪失慰謝料の支払いもなされたと評価することは許されないと主張し、その論拠として、乙A第236号証の千葉地裁平成29年9月22日判決（以下「千葉地裁一次訴訟判決」という。）を挙げる（原告ら準備書面（104））。

しかしながら、千葉地裁一次訴訟判決は、「避難生活に伴う慰謝料」と「ふるさと喪失慰謝料」を訴訟物レベルで別個のものとして取り扱い、避難慰謝料としての総受領額を全く考慮せずにふるさと喪失慰謝料を認定するなどした結果、何ら合理的な理由はなく、他の多くの被災者が合意し受領している額を大幅に上回る慰謝料額を認定するものとなっており、明らかに不当で、誤った判決であるから、本件において参考にされるべき裁判先例には当たり得ない。

すなわち、例えば、千葉地裁一次訴訟判決は、同事件の原告番号2-3について、同人が平成30年3月までの慰謝料（要介護分含む）として合計918万円を受領しているところ、実際には平成25年12月に死亡しているのであるから、死亡時点までの月数で割り戻せば月額27万8181円という、同事件における他の原告らや多くの被災者に対する「避難生活に伴う慰謝料」の月額を大幅に超える金額となるにもかかわらず、原判決は当該原告について具体的な損害を認定しないまま、「最大限」の避難月数を前提に「避難生活に伴う慰謝料」があるかの如き、弁済充当の計算をしている。仮に同判決において具体的な月額及び期間に基づき「避難生活に伴う慰謝料」が認定されていたのであれば、原告番号2-3が受領済みの合計918万円と認定された合計金額との差額が存していたことが明らかにあるにもかかわらず、同判決は、当該差額分について同判決が認定した「ふるさと喪失慰謝料」への充当を一切認めていないのである（乙A236・213頁）。また、同判決は、同事件の原告番号6-2について、同人が実際に

は本件事故前後を通じて千葉県四街道市に居住しており、避難を強いられた事実がなく、「避難生活に伴う慰謝料」が発生する状況にはなかったにもかかわらず、被告から「避難生活に伴う慰謝料」として受領済みの750万円について、「ふるさと喪失慰謝料」への充当を認めない（乙A236・235頁）という極めて不合理な認定をしている。

この点、本件事故により原告らが被った精神的損害については、原告らが主張するように「避難生活に伴う慰謝料」と「ふるさと喪失慰謝料」とを別個のものとして評価することは妥当でなく、原告らがふるさと喪失と呼称するような精神的損害も含めて全ての法的保護に値する精神的損害を認定し、そこから既払金を弁済の抗弁として控除し、その残額の有無や範囲を前提に請求の当否が判断されるべきである。そして、そのような処理こそ、上記のような本来の明示的一部請求における取扱いにも合致するのである。原告らの主張や千葉地裁一次訴訟判決の処理は明示的一部請求に関する判例通説である訴訟物1個説及び外側説の取扱いとも明白に齟齬するもので、明らかに誤りである。

本訴訟の同種事案である東京地裁平成31年3月27日判決（以下「東京地裁判決」という。乙A237）においても、原告らが被告に対して、避難生活及び本件事故発生後避難完了までの間における放射線被ばくから生じる健康不安による慰謝料（慰謝料I）と、人生目標・生活設計・生活基盤の破壊・喪失による慰謝料（慰謝料II）とを区別した上で、別個に請求したのに対し、東京地裁は、損害額の算定方法に関して、「同一訴訟物を成す実体法上の1個の請求権の細目である以上、慰謝料Iと慰謝料IIを分けて算定する必然性はない」、「実質的に考えても、例えば、本件事故前居住地において行っていた日常生活上の活動が阻害されたことによる慰謝料は、慣れない場所・住居での避難生活を余儀なくされたことによって発生したと評価し得る一方で、日常生活上の活動の基盤となっていた生活基盤が損なわれたことによって発生したとも評価し得るものであり、親密な人間関係が損なわれたことについても、避難生活によって離散したことによる

ものであるとも、従前の生活基盤が損なわれたことによって離散したことによるものであるとも評価し得るものであり、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱとは、その内容において截然と区別することが困難なものである。このような性質上、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて慰謝料額を算定すると、同一の事由を二重に評価するおそれがある。」とした上で、「慰謝料額を算定するに当たり、慰謝料Ⅰと慰謝料Ⅱを分けて算定するのではなく、その総額を算定することとする。」と説示している。

かかる東京地裁判決の説示内容は、上記被告の主張内容とも通底する極めて正当なものであって、本訴訟における避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料の算定や弁済の充当についても、東京地裁判決と同様に、総額での算定・充当を行うべきである。

3 原告らの指定した請求対象期間外における慰謝料の既払分も弁済の抗弁を構成すること

本訴訟において、原告番号6-1は、被相続人（訴外亡藤澤イチ）から相続した避難慰謝料について、その請求対象期間を被相続人の死亡時点である平成26年5月までに区切って請求している（原告ら準備書面（95）及び同（103）においては、訴外亡藤澤イチに係る精神的損害の請求対象期間を変更する旨は、明らかにされていない。）。

この点、死亡時点以降においては避難生活が継続することで経時的に発生する慰謝料は発生しないが、被告の直接請求手続では、公表賠償基準において被災者の手続負担軽減の見地から将来の一定期間分の慰謝料をまとめて請求することができるようにしており、このような包括請求方式を採用していることにより、避難者によっては死亡後の期間に相当する慰謝料を受領している場合もある。訴外亡藤澤イチについても、平成30年3月までを対象期間とする避難慰謝料854万円を賠償している。

また、訴外亡藤澤イチに対する上記支払いのほかにも、ADR手続等を通じて、

本訴訟において原告らが任意に指定した請求対象期間以降の精神的損害の支払いを受けている原告らも相当数存在する。

しかしながら、前記の訴訟物1個説及び外側説によれば、原告らが任意に指定した請求対象期間とは、結局のところ明示的・一部請求額を特定するための単なる計算要素に過ぎず、一部請求に対する弁済の抗弁について判断するに当たっては、あくまで原告らの損害（精神的損害）とそれに対する弁済の全体が審理の対象になる。実際、原告らも慰謝料額を基礎付ける評価根拠事実としては、自ら指定した請求対象期間に限らずに、現在に至るまでの全ての事実や現在の生活状況等を含めて網羅的に主張しているのである。

したがって、原告らが請求対象期間を特定時点までに区切って本訴請求をしているとしても、被告がこの期間を超える部分を含めて支払った精神的損害の既払金全額が弁済の抗弁を構成し、当該既払金を控除した残額の有無や範囲を前提に請求の当否が判断されるべきである。

4 財産的損害の賠償は、本来的にはその全額が弁済の抗弁を構成するものであり、精神的損害の額の認定に当たり十分に考慮されなければならないこと

前述した訴訟物1個説及び外側説の見地からは、本来、財産的損害に対する賠償として支払われた既払金についても、その支払時における名目を問わず、かつ精神的損害に対する賠償とも区別されることなく、全体として弁済の抗弁を構成することになる。本訴訟は、原賠法3条1項という1つの根拠規定に基づく損害賠償請求であるから、交通事故のように人損については自賠法、物損については民法、とそれぞれの条文の根拠が異なるが故に生ずる弁済充当の可否の問題は生じない。しかし、本訴訟の審理経過に照らし、被告として財産的損害の賠償も含めた全ての支払についての弁済の抗弁の主張を行うものでないことは前述のとおりである。

もっとも、これまでに繰り返し述べているとおり、被告は、訴外の直接請求手

続やADR手続において十分な額の財産的損害の賠償としての支払いを行ってきており、そのうち生命・身体的損害や就労不能損害などに関し、厳密にいえば法的損害と認められない項目や、本件事故との事実的・相当因果関係を客観的に確認することができない損害項目について支払いがなされているケースも相当程度含まれている。また、避難先での家具家電その他の生活品購入費用についての賠償を行う一方で、旧居住地の家財の財物賠償についても別途行うなど、厳密に見れば両者間で重複する損害に対する賠償も被災者支援の見地を考慮の上で行われている。

そして、こうした各種財産的損害の手厚い賠償が原告らを含む被災者にとって避難先での生活の安定を取り戻す一助となり、最終的に避難を終えて新たな生活基盤や平穏な生活を回復するのに大いに寄与していることは明らかである。

この点について、一般に慰謝料には補完的機能あるいは調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（新注釈民法（15）債権（3）（窪田充見執筆部分）880頁）。このように慰謝料の算定に当たって財産的損害の填補状況を考慮することは広く一般に行われており、交通事故の事案においても、弁済の抗弁とまでは明確に位置付けられない見舞金や香典といった金銭の支払いを慰謝料の算定に当たり考慮することが通常行われている（交通事故に関して見舞金等として金銭が支払われた事実を慰謝料の算定に当たり考慮するとした大阪地判平成10年1月27日交民31巻1号87頁、香典500万円の支払いがあることを慰謝料の算定に当たり斟酌したとする東京地判平成7年6月20日交民28巻3号902頁等）。

本件事故に関する淡路剛久監修「原発事故被害回復の法と政策」（潮見佳男執筆部分）46頁においても、「福島原発事故賠償訴訟における近時の判決では、損害論のレベルでは慰謝料に主たる争点が集約される傾向がある反面、財産的損害

も含めた損害論全体を再構築する視点が後退しているような印象を受ける」、「平穏生活権という枠組みは、理論的には、平穏生活権侵害を理由とする財産的損害とは何かという方向での議論へと展開し、財産的損害の在り方を再検討する契機にもなりうる」、「原発事故による従前の生活環境の破壊、自己の生活関係を決定することのできる権利・自由に対する侵害を財産的損害のレベルも含めてどのように損害論に反映させるか（損害論全体の理論的検証）は、実務上の展開・困難さを踏まえたならば、学説に与えられた課題である。」と論じられており、精神的損害と財産的損害とを全体として考慮し検討することの重要性が指摘されている³。これらは、いずれも精神的損害の検討について損害全体の中に位置付けて捉えることが必要であり、財産的損害について十分な填補がなされているか否かという事情は精神的損害の賠償に当たっても顧慮されるべき重要な一つの事情であることを指摘するものであって、至当である。

したがって、訴訟物1個説及び外側説における本来あるべき充当の在り方としての弁済の抗弁の点を描いたとしても、上記のとおり平穏な生活の回復に向かた十分な賠償がされていることは、慰謝料の補完的機能・調整的機能もさることながら、そもそも精神的苦痛の大きさに基づく慰謝料額の算定の場面で十分に考慮されなければならない。

第3 被告が弁済の抗弁として主張する支払項目等について

1 総論

被告は、本件事故による精神的損害の賠償として、中間指針等に基づく避難慰

³ なお、大阪高判平成23年7月13日は、ダム周辺住民がダムの試験湛水を原因とする地滑りによって3～4年という期間にわたって仮設住宅への避難を余儀なくされ、精神的損害を被ったとして1人当たり600万円の精神的損害の賠償請求をした事案について、長年住み慣れた住居を離れて仮設住宅での日当たりが悪く、プライバシーがないなど不自由な生活を続けることを余儀なくされたと判断した上で、財産的な損害の填補が適切になされていることも踏まえて、仮設住宅での避難生活に対する慰謝料として1人90万円を認容している（乙A238）。

謝料（原則として、旧避難指示解除準備区域の居住者に対しては850万円、旧緊急時避難準備区域の居住者に対しては180万円）を賠償しているほか、避難所生活や要介護といった個別事情を踏まえた避難慰謝料の増額分、ペット喪失に係る精神的損害、本件事故の避難生活によって生じた傷病に係る入通院慰謝料など、その他ADR手続において多様な個別の事情に応じた精神的損害の賠償を行っている。これら精神的損害の賠償としてなされた支払いが、原告らの精神的損害の請求に対する弁済の抗弁を構成することは論を俟たず、その他財産的損害の賠償についても、本来的には、その全額が原告らの請求に対する弁済の抗弁を構成すべきことは上記第2で述べたとおりである。

以下では、被告が本訴訟で弁済の抗弁として主張する支払のうち、財産的損害の支払い（①旧緊急時避難準備区域の居住者に対する「通院交通費等の生活費の增加分」名目での賠償、②旧避難指示解除準備区域の居住者に対する「住居確保損害」名目での賠償）、③実損害を超えて支払われている過払金、④避難生活により生じた傷病についての入通院慰謝料の賠償、⑤旧緊急時避難準備区域の中学生以下の子供に対する精神的損害及び生活費增加分の賠償（学童賠償）、及び⑥18歳以下の子供や妊婦の避難先に自主的避難等対象区域が含まれる場合や避難指示等対象区域内に滞在を続けた場合の精神的損害及び生活費增加分の賠償について、これらの支払いが弁済の抗弁を構成すべきことについて論じる。なお、かかる支払のうち、⑤及び⑥の支払いはその名目上も精神的損害の支払いであるため従前より弁済の抗弁として主張しているものであるが、賠償の内容の説明も兼ねて論じるものである。

2 ①旧緊急時避難準備区域の全住民に対する「通院交通費等の生活費の增加分」名目での賠償について

（1）賠償の内容

被告は、本件事故当時に旧緊急時避難準備区域内に居住していた全住民（後

記第3の6の中学生以下の子供も含む。)に対して、中間指針等に基づく平成23年3月11日から平成24年8月31日までの避難慰謝料180万円の賠償に加えて、独自に、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの「通院交通費等の生活費の増加分」との名目にて、実損害の有無を問わずに、一人当たり合計20万円の賠償を行っている(乙A14)。

(2) 弁済の抗弁を構成する根拠

かかる賠償は、その名目上は、「通院交通費等の生活費の増加分」に係る賠償であるものの、対象者が通院を行なっていたか否かを支払いの要件とせず、本件事故後に生じ得る生活費の増加分を広く対象とする趣旨の支払いである。具体的には、実損害としての本件事故と相当因果関係のある生活費増加分の有無を問わずに、対象者に一人当たり20万円を一律に支払うものであり、被災者支援の見地を考慮の上で行われているものである以上、原告らに本件事故による未填補の損害があれば、同損害が財産的損害であるか精神的損害であるかを区別することなく、これに充当されるべきである。

また、このような生活費増加分の支払いは、その実質としても、本件事故後の生活を再建して日常生活阻害を解消する原資となるものであって、実損害の有無を問わない支払いであることも勘案すると、まさに日常生活阻害に伴う精神的損害を填補する実質を有するものである。

なお、同賠償は、対象期間を平成24年9月1日から平成25年3月31日までとするものであるが、訴訟物1個説及び外側説によれば、原告らの請求対象期間を問わず、弁済の抗弁を構成することは、前記第2の3で述べたとおりである(以下の他の賠償についても同様である。)。

3 ②旧避難指示解除準備区域内の居住者に対する「住居確保損害」名目での賠償について

(1) 賠償の内容

被告は、旧避難指示解除準備区域の居住者に対しては、本件事故当時の住居に係る財物損害の賠償とは別に、いわゆる住居確保損害の賠償を行っている。かかる住居確保損害の賠償は、本件事故後の住居の購入等に係る費用と本件事故当時の住居に係る財物損害の賠償額の差額のうち一定割合について賠償するものである（乙A152）。

（2）弁済の抗弁を構成する根拠

被告は、本件事故と相当因果関係のある損害として、住居確保損害の賠償義務を負うものではなく、被災者支援のために政策的見地から賠償を実施している。すなわち、本件事故と相当因果関係のある、物の滅失、毀損に対する現実の損害額は、特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるとされているが（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁），住居確保損害の賠償は、かかる物の交換価格の時価賠償を超えて、本件事故後の生活基盤となる住居の購入等に係る費用を賠償することによって、本件事故後における平穏な生活の再建を企図したものである。

そして、こうした住居確保損害の賠償によっても原告らの損害が全体として填補されているにもかかわらず、原告らがそれを一度外視して賠償額が不足すると主張しているのは明らかに不合理である。

したがって、かかる住居確保損害の賠償については、法律上の実損害が発生したことに対する弁済がなされたものではなく（むしろ、避難生活を終了して住居の安定を得ることに直接的に寄与する資金として、その平穏な生活の回復を通じてその精神的苦痛を慰謝する性質を有するとも評価できる。），本来財物損害として認められる範囲を超えて支払っている住居確保損害としての賠償部分については、訴訟物1個説及び外側説の充當関係に立ち戻り、法的効果としては、実体法上一つの請求権の総額に対してなされたものとして、財産的損害・精神的損害を問わず一審原告らの全損害との関係で弁済の抗弁を構成するというべきである。したがって、かかる住居確保損害の賠償の支払いを受けて

いる原告らに対しては、賠償額全額について、原告らの本訴請求に対する弁済の抗弁を主張する。

4 ③実損害を超えて支払われている過払金について

(1) 他方で、少なくとも本訴訟におけるここまで審理の結果、被告が原告らの世帯に対して行った賠償の中には、その全部又は一部について実損害を超えて支払われた過払いを構成するものが含まれていることが確認されている。

かかる過払金については、本来の訴訟物1個説及び外側説に立ち戻り、費目を問わず精神的損害を含む全損害との関係で弁済の抗弁を構成するというべきである。むしろ、原告らにおいて、本件の訴訟手続を経て過払い分が明らかになったにもかかわらず、それを保持したまま、同一事故につき別途損害賠償を受領できるという帰結が不公平かつ不合理であることは論を俟たない。また、仮に上記のような充当が認められなければ、被告としては一旦本訴訟で認容額を支払った後に改めて原告らに対して返還請求訴訟を起こさなければならぬが、そのような処理は紛争の一回的解決の見地から迂遠であって、両当事者に無用の負担を強いるものであり妥当でない。

(2) ただし、被告が実損害を超えて支払った過払金については、上記のとおり本

来的には費目を問わず弁済の抗弁を構成するというべきであるが、本訴訟では、主として、被告による就労不能損害の賠償のうち、同賠償を受けている原告らが対象期間中に実際に得ていた収入額に相当する分を過払金として主張する。

すなわち、被告による就労不能損害の賠償に当たっては、基本的に、特定の時点まで（旧居住地を旧避難指示解除準備区域とする住民⁴については平成26年2月28日まで、同旧緊急時避難準備区域とする住民については平成24年

⁴ ただし、本件事故当時の就労場所が旧避難指示解除準備区域内にある旧緊急時避難準備区域を旧居住地とする住民を含む（乙A14）。

12月31日まで)は、対象期間中に実際に得ている収入額を控除せずに、本件事故がなければ得られたであろう収入額の全額を賠償している(乙A14,乙A18,乙A239)。

このような被告の取り扱いは、損害賠償法理における差額説の考え方からすれば、本件事故と相当因果関係のある就労不能損害の範囲は、本件事故後に得ている収入額を控除した、住民らの現実の減収分に限定されるにもかかわらず、住民らの生活基盤の再建を早期に実現するために、法的に支払義務のある賠償額を超える支払い(過払金)を行うものである。

したがって、かかる過払金部分(対象期間中に得ている収入額相当部分)については、上記(1)で述べたとおり、原告らが本訴訟で請求する損害に未填補の部分が認められるのであれば、その弁済に充てられるべきである。なお、各原告が受領している就労不能損害の賠償額に含まれる、対象期間中に得ていた収入額については、追って賠償実績表の証拠提出とともに具体的に明らかにする。

5 ④避難生活により生じた傷病についての入通院慰謝料の賠償について

(1) 賠償の内容

被告は、本件事故当時に避難指示等対象区域内(旧避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域のいずれの区域も含む。)に居住していた住民らが、本件事故後に「避難等」(避難指示等対象区域内への滞在を含む。以下同じ。)によって傷病に罹患した場合、及び本件事故以前から罹患していた傷病が「避難等」によって悪化等した場合においては、本件事故と相当因果関係の認められる医療費及びその付随費用、交通費、宿泊費、証明書類取得費用等の財産的

損害を賠償しているほか、日額4200円によって算定⁵される入通院慰謝料の賠償を行っている（乙A240）。

被告が従前証拠提出した賠償実績表上は、基本的に、上記の各財産的損害の支払いと入通院慰謝料の支払いを一括して「生命・身体的損害」と表記し、その総額を賠償金額として表記し、弁済の抗弁額の算定に含めていなかった。

しかしながら、かかる「生命・身体的損害」の支払いのうち、「避難等」と相当因果関係のある入通院慰謝料の支払いについては、下記（2）で述べるとおり、「避難等」による精神的損害に対する支払いにほかならないから、原告らの精神的損害の賠償請求に対する弁済に充てられるべきものである。したがって、追って明らかにする賠償実績表においては、各原告に支払済みの入通院慰謝料の額を明らかにし、弁済の抗弁額の算定に含めて主張する。

（2）弁済の抗弁を構成する根拠

被告による入通院慰謝料の賠償は、上記（1）で述べたとおり、本件事故後に「避難等」によって傷病に罹患した場合及び本件事故以前から罹患していた傷病が「避難等」によって悪化等した場合の、入通院に伴う精神的損害を賠償するものであるから、本件事故の避難生活に伴って生じる精神的損害の一部を賠償するものにはかならない。

このことは、相当数の原告らが、本訴訟で請求している精神的損害を基礎付ける精神的苦痛の内容として、避難生活の過程で傷病等に罹患したことや、これに伴い入通院を余儀なくされたこと等の精神的苦痛に係る事実主張をしていることからも明らかであり、原告の請求に対する弁済の抗弁額から、上記入通院慰謝料の支払いを除外すべき理由は全くない。

⁵ 平成23年3月から平成24年5月までは、入通院期間（治療開始から治療終了までの日数）と、実際の治療日数の2倍の日数とを比較し、少ない方の日数に日額4200円を乗じて算定している。

6 ⑤旧緊急時避難準備区域内の中学生以下の子供に対する精神的損害及び生活費増加分の賠償（学童賠償）について

（1）賠償の内容

被告は、本件事故当時に旧緊急時避難準備区域内に居住していた住民のうち、中学生以下の子供に対しては、上記避難慰謝料180万円や前記第3の2の通院交通費等の賠償に加えて、独自に、平成24年9月1日から平成25年3月31日までの精神的損害及び生活費増加分に係る賠償として、実損害の有無を問わずに、一人当たり合計35万円（月額5万円）の賠償を行っている（乙A14）（被告の賠償実績表上は、「精神的損害（学童）」と表記している。）。

（2）弁済の抗弁を構成する根拠

かかる賠償は、その名目上も生活費増加分を含む精神的損害の賠償であり、本件事故後の生活を再建して日常生活阻害を解消する原資として、日常生活阻害に伴う精神的損害を填補する実質を有するものであるから、その全額が精神的損害・財産的損害を問わず全損害との関係において弁済の抗弁を構成する。

7 ⑥18歳以下の子供や妊婦の避難先に自主的避難等対象区域内が含まれる場合及び避難指示区域内に滞在を続けた場合の精神的損害及び生活費増加分の賠償について

（1）賠償の内容

被告は、中間指針追補を踏まえ、政府による避難指示等の対象とされなかつたいわゆる自主的避難等対象区域の居住者に対し、一定の賠償を行っているが、避難等対象者（旧避難指示解除準備区域と旧緊急時避難準備区域のいずれの区域の居住者も含む。）のうち18歳以下の子供や妊婦についても、平成23年4月23日から平成24年8月31日までの期間において、避難先に自主的避難等対象区域が含まれる場合及び避難指示等対象区域内に滞在を続けた場合は、その避難時期や態様に照らして、避難等対象者としての避難慰謝料の賠償

とは別に、自主的避難等対象者としての賠償も行っている（被告の賠償実績表上は、「自主避難等に係る損害」と表記している。乙A241, 乙A242）。

（2）弁済の抗弁を構成する根拠

かかる賠償は、その名目も生活費増加分を含む精神的損害の賠償である以上、その全額が弁済の抗弁を構成することは、上記第3の3（2）と同様である。

また、被告の直接請求手続においては、上記賠償の前提となる自主的避難等対象区域内への避難の有無や避難指示等対象区域内への滞在の有無は専ら請求者の自己申告に委ねられているところ、本訴訟で明らかになったところによれば、被告は、一部の原告（例えば、原告番号22-4）に対しては、実際には原告らが明らかにした避難経過には、上記対象期間において、自主的避難等対象区域への避難や避難指示等対象区域への滞在が含まれていないにもかかわらず、同賠償を行っている。そのような原告らについては、実際には本件事故後に自主的避難等対象区域内への避難や避難指示等対象区域に滞在した事実がない以上、実損害を超える支払い（過払金）を受けているといえ、前記第3の4の観点からも、弁済の抗弁が認められるべきである。

第4 世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであること

1 はじめに

被告は、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていること、本件事故により発生した損害賠償請求権は一個の請求権を構成するものであることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が、実際の受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯内融通は、精神的損害・財産的損害の別を問わず、本件訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

この考え方は、乙A243号証の1及び2の千葉地裁平成31年3月14日判決（以下「千葉地裁二次訴訟判決」という。）においても採用されている。すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、充當に際し、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払金であっても、世帯の構成員全員の損害にてん補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充當することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする。）。」と述べて世帯内融通の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払金を融通して債務に充當した（乙A243の1・371頁）。

この点については、一般の損害賠償金の弁済の充当の処理に関しても、「訴訟の段階において認められる損害額が、賠償金の支払い当時には必ずしも確定できないことが多いから、このような原則（引用者注：損害賠償請求権が各人ごとにそれぞれ成立するという原則をいう。）をつらぬくと、賠償金の支払いをした加害者に思わぬ損害と負担をかけ、事後処理がはなはだ煩雑になることは明らかである。一方、いまだ弁済を受けていない損害賠償請求権者としても、その超過部分が実質的に自己の損害への弁済となつてしまえば、改めてその分の支払いを受けなくとも何ら不都合は生じないはずである。」「してみると、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしておりさえするならば、その超過部分を他の損害賠償請求権者の損害への弁済として流用し、煩瑣な事後処理を省くことの方が、当事者の利害を調和することになり、かつ当事者の合理的な意思にも合致すると解せられる。そこで、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしていると認められるのはいかなる場合かということであるが、それには、加害者から賠償金を受領した損害賠償請求権者とその他の損害賠償請求権者との間に、同居している親族などのように経済的に同一体とみなすべき関係があるか否かということを判断基準とするのが相当

であると考えられる。右の両者の間に、経済的に同一体とみなすべき関係がある場合においては、その一人に対する超過支払い部分も、結局は他者の損害に対する実質的な填補として機能しているはずである。」（太田昇「弁済の充当」判例タイムズ268号178頁、乙A244）との見解が示されており、その法律構成としては、当事者の合理的な意思解釈の問題であるとされつつ、「加害者から賠償金の支払いを受けた損害賠償請求権者は、その賠償金の一部につき、他の損害賠償請求権者の代理人としてこれを受領したものと解するのが、民法一〇〇条の趣旨などに照らし、相当である」とされている（同）。

また、裁判上も、交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等についてその親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した事案において、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないものである。したがつて、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果をうるゆえんでもある。さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したときにまで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これでしかいけないとするといふにも形式的で煩瑣である。）ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」「そこで、本件についてこれをみてみると、父親の原告由男が自賠責保険金五〇万円の弁済を受けたが、同原告の人身損害は前記のとおり二六万七三八七円しかないことが判明したのであるから、右保険金はまず右損害賠

償債務に弁済され、その残額にあたる二三万二六一三円は同原告が息子の原告恒雄の代理人として受領したものとして原告恒雄の慰謝料五二万円について弁済されたものということができる。」と説示している（東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁、乙A245）。

2 受領権限のある世帯の代表者が世帯分を一括して受領していること

このような観点からみると、被告による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者1人1人について個別に賠償金額が計算されているが、実際の支払いは必ずしも被害者1人1人に対して個別に行っているものではない。複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告に請求し、請求を受けた被告は請求を行った代表者に対して当該世帯の構成員全員分をまとめて支払っている。

こうした請求及び弁済の受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限をもって世帯の他の構成員を代理しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外觀上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払いがなされており、世帯の他の構成員に対しては特段支払いがなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払いは当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の融通が認められなければならない。

3 世帯で共通する部分がある損害として認めるべきこと

さらに、被告がその賠償基準に基づいて支払っている賠償金の中には、被告が今般指摘している住居確保のための資金の賠償（住居確保損害の賠償）はもちろんのこと、避難費用・一時立入費用等の賠償、世帯内の稼働者に対する就労不能

損害、営業損害の賠償、世帯で所有して使用している土地・建物・家財等の財物損害の賠償など、生計基盤をなす財産的損害の賠償や慰謝料のうちの生活費增加分等、世帯の構成員に共通する経済的利益の填補に充てられるべきものがあり、それらは支払いの性質上も特定の世帯主個人の損害のみならず、世帯の構成員全員に共通する損害を填補するものとして支払われているものである。

また、令和2年3月18日に行われた原告牛来広（原告番号4世帯）の本人尋問においても、同原告は、基本的に、受領した賠償金については同原告が一元的に管理した上で、同世帯の出捐に順次充てている旨を供述しており、賠償金を受領する側としても、世帯の構成員に共通する経済的利益の填補に充てられている実情にあることが窺われる。

こうした性質を有する被告による賠償金の支払いについては、個々の被害者に対する賠償金ではなく世帯全員に対する賠償金として認められなければならない。

上記2で述べた世帯の代表者による代理受領という観点に加え、こうした被告による自主賠償基準に基づく賠償金の支払いの性質の観点からも、名目上は1人の原告に対してなされた支払いであったとしても、世帯の構成員全員の損害を填補するものとして弁済に充当されるべきである。

前記のとおり、千葉地裁二次訴訟判決はかかる考え方に基づいて、弁済の抗弁を認めており、例えば同事件の世帯番号3に対する損害認容額は別紙25のとおりであり（乙A243の2・437頁），損害額を146万0740円としたうえで、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払い控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断をした。同事件の世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた84万円について、原告に対する既払い控除額として認めている（乙A243の2・435頁の別紙23, 442頁の別紙28）。他方、世帯番号2は、原告間における同一世帯内の融通を認めている（乙A243の2・435頁の別紙23, 438頁の別紙26）。

そして、この理は、世帯単位で避難費用・一時立入費用、就労不能損害、営業損害等の財産的損害が幅広く賠償の対象とされ、世帯内に共通する財産的損害の填補がより手厚くなされ、これにより世帯構成員全体が不可分に利益を受けている実態がより鮮明である旧緊急時避難準備区域や旧避難指示区域の原告らについても、より一層妥当するというべきである。

4 世帯内融通の方法

世帯内部で融通する際には、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（民法490条、489条4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当されるべきである。

具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず（30の不足がある。），Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない（20の不足がある。）場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3：2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

5 小括

以上より、仮に被告による既払い額を超える損害が認容される場合は、同一世帯内の構成員の中に本件訴訟の原告である者とない者がいる場合においても、訴外の世帯構成員に対する既賠償額に含まれる本件超過払い部分も考慮した上で、上記のとおりの世帯内融通がなされるべきである。

以上を踏まえて、被告が原告らに対して主張する具体的な弁済の抗弁の額の整

理は、賠償実績表の証拠提出とともに追って明らかにする。

第5 結語

被告としては、原告らに対して、財産的損害、精神的損害を問わず原告らの個々の実情を踏まえて既に十分な額の賠償をしており、かような賠償実績全体で見ればこれを超える原告らの請求には理由がない。

原告らはこうした全体の賠償受領状況についてことさら言及しないで、精神的損害に限って問題としているが、原告らの原子力損害賠償請求権が1個の請求権であることからすれば、財産的損害に対する賠償による損害填補の点を無視して、精神的損害の損害額を判断することはできない。ましてや、精神的損害の内部において、「避難生活に伴う慰謝料」と「ふるさと喪失慰謝料」とを殊更区別して、別個の訴訟物であるかのように扱い、その間の既払い額の充当の融通を認めないということも前述の判例法理に明確に反するものであって誤りである。

貴庁におかれでは、本書面で述べた既払金の取扱いに関する法律上の整理を踏まえて、弁済の抗弁の成否及びその範囲について適正なご判断を頂きたい。

以上